

様

重要事項説明書
個人情報使用同意書

指定特定相談支援・指定障害児相談支援
相談支援事業所さんしえん

重要事項説明書

(令和8年9月1日現在)

当事業所はご契約者に対して指定計画相談支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人中央福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 青森県青森市大字横内字若草1番地1 |
| (3) 電話番号 | 017-728-1133 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 石田 憲久 |
| (5) 設立年月 | 昭和48年7月3日 |

2. ご利用事業所

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | ①指定特定相談支援
令和8年9月1日指定
事業所番号 0230100695
②指定障害児相談支援
令和8年9月1日指定
事業所番号 0270100373 |
| (2) 施設の名称 | 相談支援事業所さんしえん |
| (3) 施設の所在地 | 青森県青森市大字横内字若草1番地1 |
| (4) 電話番号 | 017-728-1133 |
| (5) 管理者 氏名 | 高橋 大治郎 |

4. 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者、障害児（18歳未満の身体障害、知的障害、精神障害のある児童）が支援の対象となります。

5. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

職種	人数	主な業務内容
1. 管理者	1人	事業所の運営全般その他総括管理
2. 相談支援専門員	1人以上	利用者の計画相談支援

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
1. 管理者	8:00 ~ 17:00
2. 相談支援専門員	8:00 ~ 17:00

※営業日は月曜日から金曜日までとします。

ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び12月31日から1月3日までを除きます。

6. 指定特定相談支援・指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画を作成します。

- ①利用者の希望等を踏まえて作成するように努めます。
- ②利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにします。
- ③利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けるよう努めます。
- ④利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供します。

【計画作成までの流れ】

アセスメント (課題等の把握)	- 適切な方法により、利用者について、その心身の状況・環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。 - 利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行います。この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分説明し、理解を得ます。
--------------------	--

サービス等利用計画の原案の作成	・当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族等の生活に対する意向・総合的な援助の方針・生活全般の解決すべき課題・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期・福祉サービス等の種類・内容・量・福祉サービスを提供する上での留意事項・厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。 ・サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。 ・サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
サービス担当者会議の開催	・支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連携調査等を行うとともに、サービス担当者会議に出席する担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
利用者等への説明及び交付	・サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。 ・サービス等利用計画を作成し、利用者等及びサービス担当者会議に出席した担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握 及び計画の変更等	・利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を 継続的に行ないつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行ないます。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行ないます。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合、又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、紹介等を行ないます。また、入所施設、精神科病院等から退所又は退院をしようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

7. 利用者等から受領する費用の額等

指定計画相談支援利用料については、厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者等に通知します。

8. 緊急時及び事故発生時における対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急時連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

9. 虐待防止のための措置

(1) 事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次の措置を講じます。

①虐待の防止に関する担当者等の選定

- ・虐待防止に関する受付担当者：増田 里美
- ・虐待防止に関する責任者：高橋 大治郎

②成年後見制度の利用支援

③職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

④委員会の設置及び定期的な開催

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10. 業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。加えて、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 苦情を受け付けるための窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口：相談支援専門員 増田 里美

○受付時間 8：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

青森市福祉部障がい者支援課	所在地：青森市新町1丁目3番7号 電話番号：(017) 734-5327
青森県運営適正化委員会	所在地：青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2階 電話番号：(017) 731-3039

12. サービスの提供の記録

当事業所では、指定特定相談支援・指定障害児相談支援を提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。利用者等が他の事業所の利用を希望する場合、その他利用者等からの申出があった場合には、サービス等利用計画及びその実施状況等に関する書類を交付します。

【当事業所にて保存している記録】

(1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳

①サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

②アセスメントの記録

③サービス担当者会議等の記録

④モニタリングの結果の記録

(3) 利用者等に関する市町村への通知に係る記録

(4) 利用者等からの苦情の内容等

(5) 事故の状況及び事故に際して対応した処置についての記録

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) サービス等利用計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議（同意 ・ 非同意）
- (2) 障害支援区分の認定申請及び更新・変更（同意 ・ 非同意）
- (3) 医療機関受診・入院されることに伴う情報提供（同意 ・ 非同意）
- (4) 当事業所等において行われる学生等の実習への協力（同意 ・ 非同意）
- (5) 当事業所内外において行われる事例研究・発表等（同意 ・ 非同意）
- (6) 障害サービスの支給に関わる市町村等への情報提供（同意 ・ 非同意）
- (7) その他サービス提供で必要な場合（同意 ・ 非同意）
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等（同意 ・ 非同意）
- (9) ホームページ・SNS 等へ掲載する行事等における利用者の動画・写真の使用（同意 ・ 非同意）

2. 使用する期間

契約で定める期間

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、入所者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

年 月 日

指定特定相談支援・指定障害児相談支援サービス提供開始に際し、本書面に
に基づき重要事項について説明を行いました。

事業者

所在地 青森県青森市大字横内字若草1番地1

名 称 社会福祉法人中央福祉会

指定特定相談支援・指定障害児相談支援

相談支援事業所さんしえん

管理者

説明者 相談支援専門員

年 月 日

指定特定相談支援・指定障害児相談支援サービス提供開始に際し、本書面
に基づいて事業者から重要事項について説明を受け同意しました。

利用者

[住所]

[氏名]

法定代理人

または署名代行者 [住所]

[氏名]

(続柄)